

## 合併等対価の柔軟化に係る会社法施行に伴う上場制度の整備等について

平成19年 6月29日

株式会社名古屋証券取引所

### 趣 旨

本年5月のいわゆる合併等対価の柔軟化に係る会社法（平成17年法律第86号）の施行により、子会社を通じて組織再編行為を行う場合に、その対価として当該子会社の株式ではなく親会社の株式を対象会社の株主に交付する、いわゆる三角組織再編に関する制度の利用が可能となった。

そこで当取引所は、既存の上場会社の株主保護に配慮しつつ、現在、上場会社の組織再編について相手方の非上場会社に適用されるテクニカル上場制度 を三角組織再編の場合にも適用するなど、所要の制度整備を行うこととする。

上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る。）について、株券上場廃止基準に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度である（株券上場審査基準第4条第3項、第6条第3項）。ただし、非上場会社に実質的に吸収されるような場合は、不適当な合併等に関する猶予期間入り条件となり、当該期間（3年）内で株券上場審査基準に準じた基準への適合が必要となる（株券上場廃止基準第2条第1項第9号、第2条の2第1項第5号、同条第2項第3号、第3条の3）。

### 概 要

| 項 目                                      | 内 容  | 備 考 |
|--|--|-----|
| 1. 三角組織再編に伴うテクニカル上場制度の整備<br><br>(1) 適用範囲 | <ul style="list-style-type: none"><li>合併等対価の柔軟化に係る会社法の施行に伴い、三角組織再編におけるテクニカル上場の審査手続きを整備する。</li><li>上場会社を消滅会社とする合併や上場会社を完全子会社とする株式交換・株式移転を行う際に、存続会社・新設会社や完全親会社となる会社が発行する株券等を交付する場合だけではなく、当該会社の親会社が発行する株券</li></ul> |     |

| 項 目                | 内 容  | 備 考   |
|--------------------|--|---|
| ( 2 ) 不適当な合併等に係る対応 | <p>等を交付する場合(当該親会社が外国会社であるときは、当取引所が適当と認める場合に限る。)についても、現行のテクニカル上場に係る株券上場審査基準等を適用することとする。</p> <p>・三角組織再編に伴いテクニカル上場申請を行う者は、当該組織再編により消滅会社又は完全子会社となる上場会社が実質的な存続会社でないと見込まれる場合には、上場後3年間における企業の継続性及び収益性等に関する見込みについて記載した書面を提出するとともに、上場後3年以内に株券上場審査基準に準じた基準に適合するよう努めるものとする(テクニカル上場時に株券上場審査基準に準じた基準を満たす見込みがある場合を除く。)</p> | <p>・「当取引所が適当と認める場合」とは、当該外国会社の本国における諸制度の整備・運営状況等に照らして、当該外国会社の株券等の円滑な流通・決済が確保される見込みがある場合をいうものとする。</p> <p>・不適当な合併等に係る「株券上場審査基準に準じた基準」に基づく審査は、従来どおり、原則として株券上場審査基準第2条第1項及び第4条に定める新規上場申請者についての審査に準じて行うものとする。</p> <p>三角組織再編(テクニカル上場を行わない場合も含む。)に伴う適時開示については、対価に関する情報の充実を確保するため、対価たる株式を発行する会社に関する情報、当該株式を対価として選択した理由及びその相当性や換価方法等について記載することを要請する。</p> |
| 2 . その他            | <p>・その他所要の改正を行う。</p>   |   |

・実施時期

平成19年9月初旬を目途に実施します。

以 上